

公表基準等の解説

連結財務諸表に関する会計基準等の改正の公開草案の概要
(特別目的会社の連結に関する改正)

こがさか あつし
 主席研究員 小賀坂 敦

1. はじめに

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成 22 年 9 月 3 日に、連結財務諸表における特別目的会社の取扱いの見直しを行う、以下の会計基準等の公開草案（以下「本公開草案」という。）を公表した¹。

- 企業会計基準公開草案第 44 号（企業会計基準第 22 号の改正案）「連結財務諸表に関する会計基準（案）」（以下「会計基準案」という。）
- 企業会計基準適用指針公開草案第 39 号（企業会計基準適用指針第 15 号の改正案）「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針（案）」
- 企業会計基準適用指針公開草案第 40 号（企業会計基準適用指針第 22 号の改正案）「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」
- 実務対応報告公開草案第 35 号（実務対応報告第 20 号の改正案）「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」（以下「実務対応報告案」という。）

本稿では、本公開草案の概要を紹介する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

2. 公開草案の範囲と主な改正内容

平成 10 年 10 月に企業会計審議会から公表された「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」三では、一定の要件を満たす特別目的会社をその出資者及び資産の譲渡者の子会社に該当しないものと推定する取扱い（以下「SPE の取扱い」という。）を定めている（図表 1）。本公開草案では、この SPE の取扱いについて、当該特別目的会社に対して資産を譲渡している者にのみ適用されることとし、出資者に関する記述を削除することを提案している（図表 1 の下線部分の削除）（会計基準案第 7-2 項）。

（図表 1 SPE の取扱い）

特別目的会社（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 2 項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいう。以下同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に対する出資者及び当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、出資者等の子会社に該当しないものと推定する。

1 本公開草案の全文については、ASBJ ウェブサイト（https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/documents/exposure_draft/spe-tanki/）を参照のこと。

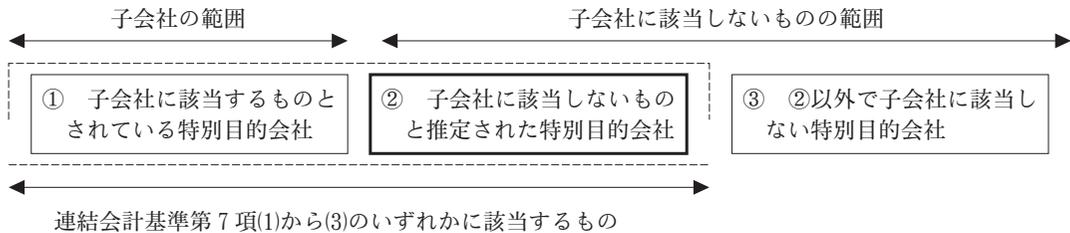
なお、特別目的会社であっても、以下については、本公開草案の影響を受けない。

- 既に子会社に該当するものとされている特別目的会社（図表2の①）
- 「SPEの取扱い」によらずに子会社に該当し

ないとされた特別目的会社²（図表2の③）

すなわち、「SPEの取扱い」によって子会社に該当しないものと推定された特別目的会社³（図表2の②）のみが本公開草案によって影響を受けることとなる。

（図表2 特別目的会社と子会社の範囲の関係と本公開草案の対象範囲）



3. 公開草案公表の経緯

「SPEの取扱い」は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（その後、「資産の流動化に関する法律」と改称されている。以下「資産流動化法」という。）⁴の施行当時に設けられた。「SPEの取扱い」設定当時の大蔵省（現金融庁）の担当官の解説記事では、以下のように記載されている⁵。

「これは、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律上の特定目的会社については、事業内容が資産の流動化に係る業務（資産対応証券（ABS）の発行により得られる金銭により資産を取得し、当該資産の管理、処分により得られる金銭により資産対応証券の元本や金利・

配当等の支払を行う業務）及びその付帯業務に限定されており、かつ、事業内容の変更が制限されているため、特定目的会社の議決権の過半数を自己の計算において所有している場合等であっても、当該特定目的会社は出資者等から独立しているものと判断することが適当と考えられることによるものである。また、資産の流動化を目的として一定の要件の下で設立された特別目的会社が子会社に該当し連結対象とされた場合には、資産を譲渡した会社にとって、個別財務諸表上オフバランスとされた取引が連結財務諸表上オンバランスされることになり、不合理であると考えられる点にも配慮されたものである。」

この取扱いについては、設定当初に比べ、特

2 連結会計基準第7項(1)から(3)のいずれにも該当しないため、子会社に該当しないとされている特別目的会社。

3 企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」では「開示対象特別目的会社」とされているもの。

4 平成10年に「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）」が施行され、平成12年に法改正され「資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）」（以下「資産流動化法」という。）と現在の名称に変更されている。

5 兼田克幸「子会社及び関連会社の範囲の見直し等に係る省令改正の概要」（JICPA ジャーナル第11巻第3号1999年3月）

別目的会社を利用した取引が拡大するとともに複雑化・多様化していることから、企業集団の状況に関する利害関係者の判断を誤らせるおそれがあるのではないかと指摘がこれまでなされてきた。

このため、ASBJでは、平成19年3月に、当面の対応として、企業会計基準適用指針第15号「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（以下「適用指針15号」という。）を公表し、同取扱いの定めにより出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社（開示対象特別目的会社）について、その概要や取引金額等の開示を行うことを求めることとした。また、平成21年2月に、連結財務諸表における特別目的会社の取扱い及びそれに関する開示についての論点などの検討を「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」（以下「論点整理」という。）として公表している。

ASBJでは、この論点整理に寄せられたコメントの検討及び国際会計基準審議会（IASB）が開発中の基準⁶とのコンバージェンスの検討を進めてきたが、IASB側の作業計画⁷が後ろ倒

しになったことを契機に、短期的に特別目的会社の取扱いの改善の検討を進めるべきとの意見が聞かれ、この公開草案を公表することとなった。

この検討の過程では、今後、IASBで開発中の会計基準とのコンバージェンスを図る場合、短期的な対応を図ると2度の改正をすることとなり、これを避けるべきとの意見や、適用指針15号により、既に開示対象特別目的会社についての開示が求められており、情報提供としては十分であるなどの意見があった。一方、適用指針15号を制定した際の前述の問題意識に加え、いわゆる不動産の開発型の特別目的会社等、譲渡者以外が「SPEの取扱い」を適用することについては様々に解釈されている等の理由で、短期的に改善すべきとの意見もあった。

ASBJでは、これらを比較考量した結果、同取扱いが資産の譲渡に関連して開発された設定当時の趣旨を踏まえ、当該出資者に係る定めを削除し、資産を譲渡した企業に限定するように改正する本公開草案を公表することとした⁸。

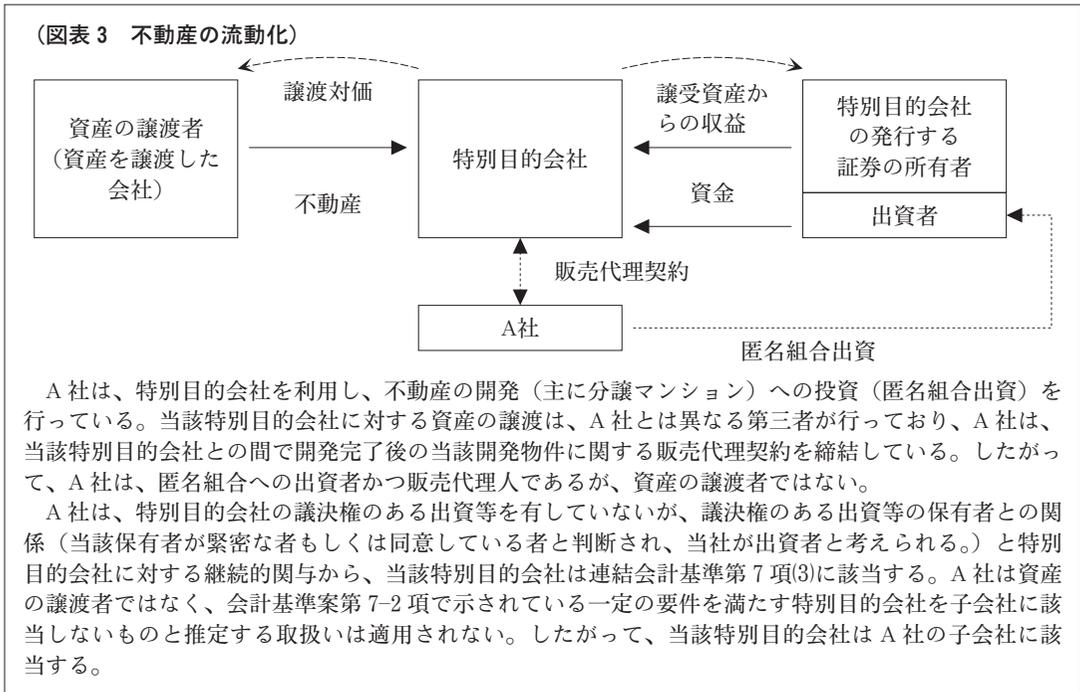
なお、「SPEの取扱い」を資産を譲渡した企業に限定するとの意味は、自らが特別目的会社

6 IASBは、連結に関する現行基準であるIAS第27号「連結財務諸表」と特別目的事業体の連結についての指針を定めたSIC第12号「連結—特別目的事業体」について、あらゆる企業に適用可能な支配の定義を用いた統一された基準に置き換えることを目的として、プロジェクトを進めており、平成20年（2008年）12月に公開草案第10号「連結財務諸表」を公表した。当該公開草案の最終基準化は当初、平成21年（2009年）第4四半期に終えることとされていたが、その後、米国財務会計基準審議会（FASB）との協議も経て計画が見直され、現在では、平成22年（2010年）第4四半期にIASB単独での最終基準化を行うとする計画になっている。

7 なお、平成22年（2010年）9月29日に、IASBのスタッフより、スタッフドラフトとしてIFRS第X号「連結財務諸表」が公表されている。これは、IASBの正式な承認を経たものではないが、これまでのIASBでの議論における暫定合意の内容を中心にIASBスタッフが取りまとめ、最終基準化前の参考情報として公表しているものである。

8 審議の過程では、同取扱いの見直しについて、同取扱いを削除し完全に廃止する案も検討されたが、その場合、資産の消滅の認識の会計処理も同時に見直す必要があると考えられ、広範な見直しに及ぶことになることから、支持する意見は少なく採用されなかった。また、現在の会計基準では必ずしも明確ではない、他人のために企業の行動を指示するような代理人の扱いについても検討すべきとの意見もあったが、代理人の扱いについては、実質支配力基準を適用する上で、同取扱いの対象に限らず広範に影響が及ぶ可能性があり、また、IASBでの開発とともに検討していくべき論点であると考えられたため、今回は取り扱わないこととしている。

〈公開草案により影響を受ける取引の例示〉



に対して資産を譲渡しておらず、出資のみを行っている場合にはこの取扱いは適用されないということであり、特別目的会社に資産を譲渡し、かつ、その譲渡先に対して出資を行っている場合（出資者を兼務している場合）についての適用を排除するものではない（会計基準案第54-2項）。

上表に、この公開草案により影響を受ける取引を例示する（公開草案で示された内容について理解を深めるために参考として示すものであり、記載内容については、各社の実情等に応じて異なる点に留意する必要がある。）。

しない債務（ノンリコース債務）を有する場合があります。そのような弁済原資が特定されている債務（ノンリコース債務）については、通常の借入金等の債務とは性格が異なることから、その内容をより明瞭に開示するために、その金額を注記するか、又は、連結貸借対照表上、他の項目と区別して記載することを提案している。

また、そのノンリコース債務に対応する資産についても何らかの開示を行うことが、資産の特徴を示す観点から有用であると考えられたため、担保資産の注記に準じて注記を求めることを提案している（会計基準案第43項注16参照）。

4. 公開草案のその他の提案内容

(1) 開示

当該特別目的会社は、その有する資産から生じる収益のみを裏付けとし、他の資産等へ遡及

(2) 匿名組合スキームの取扱い

新たに連結の範囲に含まれる特別目的会社が匿名組合の形態をとる場合における連結の範囲に含まれる企業の明確化も提案している（実務対応報告案Q1のA3）。

商法上の匿名組合出資を行っている場合で、

営業者及び匿名組合が、いずれも匿名組合員の子会社に該当すると考えられ、当該匿名組合の事業を含む営業者の損益のほとんどすべてが匿名組合員に帰属するような場合には、資産流動化法上の特定目的会社を用いる場合や信託を用いる場合などの同様の効果を有する取引との類似性を考慮し、上記のような限定された状況においては、営業者ではなく匿名組合自体を連結の範囲に含め、その後の会計処理を検討することが適当であるとしている。

これは、このようなスキームにおいて、営業者、匿名組合いずれを子会社とすべきか明らかではなく、明確にすべきとの意見を反映したものである。

(3) 適用時期及び経過措置

本公開草案は、一定の要件を満たす特別目的会社について子会社に該当しないものと推定する現行の取扱いについて、部分的に見直すものであるが、一定の準備期間を設けるために、平成24年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用することを提案しており、また、平成24年4月1日前に開始する連結会計年度の期首から適用することもできるとしている。

なお、適用初年度に新たに連結に含められる子会社についての経過的な取扱いとしては、適正な帳簿価額により評価する方法を原則とし、時価により評価する方法も認めている（図表4参照）。いずれも本公開草案で定める経過的な取扱いであり、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」による遡及処理の定めは適用されない。

(図表4 適用初年度における経過的な取扱い)

経過的な取扱い	連結上の資産及び負債の金額	投資差額の取扱い
適正な帳簿価額により評価する方法 (会計基準案第44-4項(3))	適用初年度の期首において子会社の資産及び負債のすべてを連結財務諸表上の適正な帳簿価額（過年度において本公開草案が適用されていたのであれば、支配を獲得したものとみなされる支配獲得日以降、当該子会社を連結に含めていたものとして算定した金額）により評価する。	当該子会社の資産と負債の純額と親会社が保有する当該子会社に対する投資との差額は、適用初年度の期首の利益剰余金に直接加減する。 なお、少数株主に帰属する部分は少数株主持分として処理する。
時価により評価する方法 (会計基準案第44-4項(4))	適用初年度の期首において子会社の資産及び負債のすべてを時価により評価する。	当該子会社の資産と負債の純額と親会社が保有する当該子会社に対する投資との差額は、適用初年度の期首の利益剰余金に直接加減する。 なお、少数株主に帰属する部分は少数株主持分として処理する。